

長井市告示 第 187 号

令和8年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和8年5月13日

長井市長 内谷 重治



令和8年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

長井市タブロイド版広報紙は、見て楽しく、分かりやすく気軽に楽しめる読み物として、市内外の人に市政の取り組みや市の資源と魅力をアピールすることを目的として発行するものである。

この要領は、長井市が令和8年度に作成するタブロイド版広報紙の企画・取材・編集・印刷業務の委託業者選定のために公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度長井市タブロイド版広報紙作成業務
- (2) 業務内容 別紙1「令和8年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 3,524,400円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (5) 費用 タブロイド版広報紙作成に必要な企画、編集、取材、写真撮影、印刷、梱包などの費用、打ち合わせ、納品などの際の交通費など、すべての費用を含むものとする。

3 プロポーザル参加者の募集

- (1) 募集方法 長井市ホームページで公募
- (2) 公募期間 令和8年5月13日(水)から令和8年5月22日(金)まで
- (3) 参加要件 業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
  - ① 過去3年のうちに、自治体等の広報誌やパンフレット、タブロイド版情報誌等新聞形式のデザイン・印刷業務の実績を有していること。
  - ② 必要な取材活動、写真撮影を行い、文章表現・デザイン(レイアウト)など原稿作成にわたって編集方針に沿った紙面作りができること。
  - ③ 業務の遂行にあたって、次に示す体制がとれること。

- ア プロポーザル提出作品を制作したスタッフと同一のスタッフが1年間を通じて広報紙作成業務を担当すること。
- イ 市政や市内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って広報担当者との連絡調整をすること。
- ④ 会社の所在地が、長井市役所から自動車等で1時間以内に到着できる所にあること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しないこと。
- ⑥ 参加表明書の提出時点で、長井市指名競争入札参加者登録簿に登録されている者、又は同等の資格を有していると市長が認める者であること。
- ⑦ 長井市競争入札参加資格者停止要綱(平成24年10月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
  - エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
  - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
  - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- ⑨ 個人情報取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

#### 4 スケジュール

参加表明書等、質問受付期間	令和8年5月13日(水)～令和8年5月22日(金)
質問回答日	令和8年5月27日(水)予定
企画提案書等受付期限	令和8年6月8日(月)
面接審査(プレゼンテーション等)	令和8年6月11日(木)
結果通知・公表	令和8年6月12日(金)予定

#### 5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時必着
- (2) 提出書類 ① 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号) … 1部  
② 会社概要(様式第2号) … 9部  
③ 類似業務実績調書(様式第3号) … 9部
- (3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留)  
※郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。  
※既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。  
※提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。
- (4) 提出先 「13 書類等提出及び問い合わせ先」と同じ

## 6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 質問書(様式第4号)により、持参、FAX又は電子メールによる(必ず電話にて着信の確認を行うこと)。
- (3) 提出先 「13 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (4) 回答方法 令和8年5月27日(水)までに、参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月8日(月)午後5時必着
- (2) 提出書類 ① 参加申込書(様式第5号) … 1部  
② 案カンプ… 9部  
別紙2「カンプ仕様書」をもとに、仕様書に準じて4色4ページ1号分を実際に構成したもの。  
③ 企画提案書(任意様式) … 9部  
編集方針・デザインの企画意図等を記載したもので、A4サイズ(30枚以内)とする。  
④ 制作フロー… 9部  
広報紙の制作フロー(業務内容と日程)について記載したもので、サイズ・枚数は任意とする。  
⑤ 見積書及び見積内訳書(任意様式) … 9部  
⑥ 3(3)①に該当する代表的な過去の作品… 3部(3種類以内)

- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留）  
※郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。  
※既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。  
※提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。
- (4) 提出先 「13 書類等提出及び問い合わせ先」と同じ

## 8 審査方法

参加要件を満たし、指定の提出物があった者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和7年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙3「長井市タブロイド版広報紙作成業務委託に係る公募型プロポーザル 審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日の詳細な時間については参加申込者に別途通知する。

- (1) 日時 令和8年6月11日(木)午後1時15分から
- (2) 開催場所 長井市役所 市民防災研修室1（南）
- (3) 内容 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。
- (4) 設定時間 1事業者につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）
- (5) その他 審査委員会は非公開とする。

## 9 審査結果の通知

審査結果は決定後速やかに全参加者に対し郵送により通知する。委託契約候補者については電話連絡をする。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで見積書を徴収し、委託上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- (4) 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の全部若しくはその主たる部分以外の一部の業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得る

ものとする。

- (5) 令和8年7月15日号の制作は発行日（7月15日(水)）に間に合うよう速やかに作業を開始すること。

### 1.1 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### 1.2 その他

- (1) 審査委員会における審査結果については、本プロポーザル手続きの完了後に長井市ホームページで公表するものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

### 1.3 書類等提出及び問い合わせ先

長井市総合政策課秘書・広報室

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話番号：0238-82-8000 FAX 0238-87-3367

メール：publicity@city.nagai.yamagata.jp